

第4回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 14時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	10番	荻田 光	12番	吉儀 良弘	13番 桜井 陽子
	14番	島津 健治			

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件17筆)

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件8筆)

議案第22号 非農地証明申請について(8件13筆)

議案第23号 世羅町農地台帳への登録について(1件2筆)

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用分配計画案について(利用権設定)

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について

(5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

(6) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

14時31分

事務局 定刻となりましたので第4回世羅町農業委員会総会を開会いたします。注

意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにしてください。また総会中に席を立たれるときは議長の了解を得て退席の方をお願いいたします。では会長、挨拶をお願いします。

会長

それでは、今日は総会前に町長にお越しいただいて話をみなさん聞かれましたが、要望があればどこにでも寄るといようなおっしゃり方をされておりましたので皆さんの意見を聞いてまた考えて開催できればよろしいかなと思います。今日はまた新聞を持ってきました。クローズアップ調査からみる改正5年後ということで、女性農業委員の割合は増加傾向にあります。任命制で「幅広い人材が登用された」ただ推薦手続きなどに時間・労力などがかかっているとありました。それから別の記事、農業委員制度が70周年を迎えると。その中で新たな「農地利用最適化」で目指せ「農業委員会の世紀」。それからまた別の記事で荒廃農地での営農型太陽光発電「一時転用の許可基準緩和の方針」、町長の方も先ほど言われましたけれども、脱炭素というような流れの中でこういった様な発電が、政府として今後、ますます取り組んでいくんだろうなと言うようなところでございます。世羅町でも営農型と言うのが何件かございましたけれども、そういったことで緩和されていくと。もう一つは、これに付随するかどうかわかりませんが、農地、非農地化ということに付いて少しスピードアップをなささいということが省庁から県あるいはわれわれのところへきています。農地パトロールで皆さん見て廻って頂いているわけですが、廻ってみた結果、これは農地として復元ができないと言うふうな判断をされるにもかかわらず、なかなか非農地として出来ていない非農地通知していない委員会があると言うふうな事が書かれておりました。これに対して、どのようにするかということをしかりと考えてやってほしいということでございました。それから、先般話題になりましたが、「農家「収入保険」の加入増、コロナ禍リスクに備え」かなり増えて1.6倍と言うふうな事を書いてあります。今までの保険自体が変わりまして、来年度からはこうゆう収入保険に代わっていくんだということを聞いていますので、ちょうどタイミング的に4月13日の読売新聞に載ってましたのでお持ちしたということです。以上でございます。

議長

それでは第4回の農業委員会総会を開催させていただきます。現在、在任委員は13人、本日の欠席はおられませんので全員出席、世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、8番 宮丸和也委員さん、9番 鈴木義昭委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長

それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、それでは議案集90ページ、91ページをご覧ください。「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。90ページの方から説明をさせていただきます。 [REDACTED]

■さん、が賃貸者、賃借者の方が■で
ございます。当該農地につきましては、■他3筆、面積に
つきましては6,712㎡でございます。賃貸者の解約の申出日は令和3年3
月15日、合意解約の成立日も令和3年3月15日、土地の引き渡し時期に
つきましては令和3年3月31日でございます。続いての方ですが、
■さん、賃借者につきましては、
■さん、です。当該農地につきましては、
他1筆、地目は田、豪計面積は1,920㎡でございます。賃貸者の解約の申
出日は令和3年3月19日、合意解約の成立日も令和3年3月19日、土
地の引き渡し時期につきましては、令和3年4月30日でございます。続い
て、■さん、が賃貸者、
■が賃借者になります、当該農地につきましては、
地目は田、合計面積は1,107㎡でございます。賃貸者の解約の申出日は令和
3年3月15日、合意解約の成立日も令和3年3月15日、土地の引き渡し
時期につきましては令和3年3月31日でございます。続いて、賃貸者につ
きましては■さん、賃借者につきましては、
■でございます。当該農地につきましては、
■他3筆、地目は田、合計面積は7,897㎡。解約の申出日
は令和3年3月15日、合意解約の成立日も令和3年3月15日、土地の
引き渡し時期につきましては令和3年3月31日でございます。続いて、賃
貸者につきましては■さん、賃借者につきまし
ては、■でございます。当該農地でございま
すが、大字寺町字箕口1236-1他4筆、地目は田、合計面積は3,196㎡。解
約の申出日は、令和3年3月11日、合意解約の成立日も令和3年3月11
日、土地の引き渡し時期につきましては、令和3年3月31日でございます。
続いて、賃貸者につきましては■さん、賃
借者につきましては■さん、でございます。当該農
地につきましては大字東神崎字大田384-1、地目は田、合計面積は991㎡
でございます。解約の申出日は、令和3年3月19日、合意解約の成立日も
令和3年3月19日、土地の引き渡し時期につきましては、令和3年4月
30日でございます。続いて、賃貸者につきましては、
■さん、賃借者につきましては、■で
ございます。当該農地につきましては、■他1筆、
地目は田、合計面積は2,028㎡でございます。解約の申出日は、令和3年3
月11日、合意解約の成立日も令和3年3月11日、土地の引き渡し時期に
つきましては令和3年3月31日でございます。続いて、賃貸者につきまし
ては■さん、賃借者につきましては、
■でございます。当該農地につきましては、
■、地目は田、合計面積は900㎡でございます。解約の申し
出日は、令和3年3月11日、合意解約の成立日も令和3年3月11日、

土地の引き渡し時期につきましては、令和3年3月31日でございます。続いて、賃貸者につきましては[REDACTED]さん、賃借者につきましては、[REDACTED]でございます。当該農地につきましては、[REDACTED]他3筆地目は田、合計面積は4,300㎡でございます。解約の申出日は、令和3年3月31日、合意解約の成立日も令和3年3月31日、土地の引き渡し時期につきましては令和3年4月30日でございます。続いて賃貸者につきましては[REDACTED]さん、賃借者につきましては[REDACTED]さん、でございます。当該農地につきましては、[REDACTED]他1筆、地目は田と畑、合計面積は3,199㎡でございます。解約の申し出日は令和3年3月9日、合意解約の成立日も令和3年3月9日、土地の引き渡し時期につきましては令和3年3月9日でございます。備考欄に合意解約される前の耕作者と今後の予定と言うところを記載していますのでご一読をお願いいたします。報告については以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

(付議事項)

(議案第20号)

議長 はい、続きまして付議事項に入りますが、新型コロナ対応のため、推進委員さんは1名のみ入室して、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また待機場所が密となるため、報告が終わられました推進委員はお帰り頂くこととしますのでよろしくお願い致します。

それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」(5件17筆)を議題といたします。

(議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	現況地目	地籍
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)生前贈与 (受)生前贈与により譲り受ける	黒木啓・勝見・藤高	田8筆	2,761㎡
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)生前贈与 (受)譲り受けて引き続き管理する	藤高・勝見・黒木啓	畑2筆 田1筆	1,162㎡
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢により管理できない。 (受)耕作地から近い場所なので購入する。	行省・勝見・黒木啓	田1筆	881㎡
[REDACTED]	[REDACTED] 成年後見人 [REDACTED]	(渡)高齢で被成年後見人であるため耕作困難となり、農業後継者もない。 (受)所有不動産から近いので購入する。	真野・鍛冶谷・梅田	田4筆	2,373㎡
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)耕作・管理が出来ない。 (受)農業経営の拡大。	綿谷・神尾・中村	田1筆	1,326㎡

議長 報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページ目をお開きください。議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(議案集により 1 件目朗読説明。)

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、4 月 18 日、勝見委員それから藤高委員と現地の確認を行っております。筆数が 8 筆で実際に耕作されているところが、おそらく今年は 3 筆になるんだろうと思います。その他の所も草刈等の管理がきちんとしてありまして、特に問題なしと言うふうに判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目朗読説明。)

議長 はい、2 件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、3 名の推進委員で現地を確認しました。私と勝見委員と黒木委員でございます。■■■■さんから息子さんの■■■■さんの方へ農地を譲るということであります。現況につきましては、航空写真とそれぞれ 1 筆ずつの写真を添えてありますので、そちらの方でご確認して頂ければと思います。田圃がどこにあるのかなと思い探しましたが杭を打ってありましたので、現況は 1 枚になっとるんですけども、杭を打ってある確認により地番の確認をしました。1 筆は、山寄りの所で草木が生えていて、年 1 回程度は草刈りをされているのかなということです。自宅前の畑は花・野菜とか色々 1 年 1 年植えられてですね、ちゃんと管理をしておられるということでございます。農地としての現況を確認させていただきました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目朗読説明。)

議長 はい、3 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい、推進委員の行吉が報告します。農地法第 3 条で■■■■さんから■■■■さ

んへ所有権移転です。4月18日午前9時より黒木委員、勝見委員の3名で現地確認を行いました。場所が、 の方からきて、 の旧道へ入って直角に曲がる右曲がりの左上に さんと言うお寺があってそこを左へ200mぐらい入った所が申請されとる田圃です。 さんというお寺のちょっと奥が場所になります。 さんは高齢で、 さんに耕作を依頼して、所有権を移転して さんが耕作されるということです。3名の意見で、問題は無いと言う結論でございました。審議の方お願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目朗読説明。)

議長 はい、4件目について真野委員さんより報告をお願いします。

真野委員 はい、それでは、現地へは25日8時から、鍛冶谷委員さん、梅田委員さんと確認しております。地図上で言いますと、 集会所から3kmぐらい山に登った所で地名が という所ですけど、その圃場整備をしてある上と下の間に休耕地、圃場整備をしてない農地があります。写真で見れば大体分かると思うんですが、そこは休耕地で、毎年草刈等で管理はされていたわけですけども、今回、譲受人さんが、ちょうど今空き家になっているんですが、昔、そこへ住所を置かれて農業をされていた。そういう状況の中で、その方へ譲り受けられたということです。農地については水管理等も含めて右側が上流なんですけども十分に流れていると思います。別に支障はないと考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目朗読説明。)

議長 はい、5件目について綿谷委員さんより報告をお願いします。

綿谷委員 はい、19日(月)に神尾委員さん、中村委員さん、私綿谷の3人で現地確認をいたしました。昨年度、申請地については稲を作付けされておりました。今の現状では何の問題もないと確認しております。また、獣害対策についてもワイヤーメッシュ等設置されておりますので問題は無いと思いますので、確認したことを報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第21号)

議長 続きます。議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」(4件8筆)を議題とします。

(議案第21号の内容農地法第5条の規定による許可申請について)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 1,196㎡	太陽光発電の施設 用地	勝見・黒木啓・藤高	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田2筆 553㎡	宅地	湯川・茶谷・堀田	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (賃借権設定)	■■■■■	畑3筆 35,013㎡のうち、 法面7,769㎡	●広島県農業会議「意見聴取案件」 太陽光発電の施設用地 (一時転用) H30.5.31付指令世農第54号で 許可を受けたものの更新	原田・黒木清・黒木啓	第1種農地 農用地区域
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田2筆 272㎡	駐車場	綿谷・神尾・中村	第2種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の方の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 では、失礼いたします。第5条の規定による許可申請につきまして説明させて頂く前に再度確認のためですが、30ページを見て頂きまして、被害防除措置計画書を転用の関係で例年どおり提出して頂いておりまして、その中で5その他の所に、今後の管理方法につきまして「土地の流出・崩壊、排水等による周辺への被害が生じた場合は、速やかに対応する。」という項目がありますが、再度、徹底等、確認等させて頂きながら、この度5条の関係の申請の方を、提出の方をさせて頂いております。

では、続いて25ページ目をお開きください。説明の方、させて頂きます。

(議案集により1件目に付いて朗読説明。)

議長 1件目に付いて勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、先週4月18日に黒木委員さんと藤高委員さん、3人で現地を確認いたしました。転用する農地につきましては、土地の造成等は現状のまま利

用、周辺農地への影響、用水とか排水計画についても特に問題は無いと言う
ふうに確認いたしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報
告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目に付いて朗読説明。)

議長 2件目に付いて湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、先ほどもありましたように譲り受けは [REDACTED]
[REDACTED] さん、譲り渡しは [REDACTED] さん、該当の土地は [REDACTED]
[REDACTED] 田圃で417㎡、1499-6田圃136㎡、合計553㎡です。こ
れによる現地確認は、4月17日(土)9時頃から、茶谷委員さん、堀田委
員さんと私3人で行いました。田圃での登記ですが、現況は畑もしくは原野
と言っているほど田圃は大分前から使っていないような状態でした。
宅地になるようでございますので、現地確認票の1番から7番まで、土地
の造成等の計画、計画書等出ております。2番目、土砂の流出・崩壊等に対
する防除措置これも問題ないと思います。3番目の周辺の農地の日照に支障
を及ぼさないための措置これは農地が隣にありません。一番下に農地がある
と言った状態です。4番目、周辺の農地の風通しに支障を及ぼさないための
措置、これも関係ございません。5番目、用水の計画は町水道利用。6番、
雨水の処理は既存の排水溝へ、東側でしょうか、流すようになっております。
7番目、汚水・生活雑排水処理は合併槽を設置することになっております。
以上別に問題ないと思います。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報
告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 では、失礼いたします。こちらは、広島県農業会議への意見聴取案件となっ
ております。(議案集により3件目に付いて朗読説明。)

議長 3件目に付いて原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、本議案の現地調査を行いましたので報告いたします。先日4月20
日に私と黒木清毅さん、黒木啓之さん、3人で現地調査を致しました。当該
現地はですね、3年前の4月の農業委員会への議案提出に諮りまして現地調
査をした案件でありまして、現在は許可になったソーラーパネルの設置がさ

れておりまして、草も適当に茂っております。当時の気遣いをしたことを思い出してみるとですね、雨水による土砂の下流への流失が懸念されると言う意見を出しておりますが、今回の現地調査では、その形跡は見受けませんでした。しかし、下流域には水田もあることから、今後においても被害防除措置計画のとおりに対応が必要と考えます。その他、問題は無いとの意見の一致を見ましたのでここに報告をいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番安井です。畦畔を使った太陽光発電なんですか。

原田委員 畑の面、斜めになった畑の面の一部、全部ではないんですがしてありました。

事務局 先ほど畦畔部分ということで話をさせて頂いたんですが、畑の傾斜部分。ページで言いましたら47ページの所に断面図とパネルの配置図を付けさせて頂いていますのでご確認をお願いいたします。

議長 いいですか。

議長 はい、6番委員さん。

6番 最初説明ありました様に、3年前に法面、畦畔の部分を許可されて、写真を見るとパネルが設置してあります。この法面と畑の部分は、責任者が違うと言うことがあるんですね。

原田委員 法面と平坦な面がちょっと混在してるようなんですが、3年前には傾斜面の畑であったんです。そういうことで理解されちゃったほうがいいと思います。

6番 さっき原田さんが言われるように、万が一何かがあった時には、この傾斜面の管理者とこれから施行される畑の面の管理者双方が、万が一の被害においては、復旧をされるということになってくるんでしょうか。

議長 ちょっと事務局の方からお願いします。

事務局 3年前もそうなんですけど、畑の部分に対しては、太陽光の方は設置しないということです。法面とか畦畔については、太陽光の法面の状況については毎年2月頃に前回許可をさせて頂いた[]さんの方から状況報告等毎年度頂いております、その状況を見させて頂く中では、きれいに管理されて、作物につきましても、エゴマを植えられていくということでございます。

6番 これからの人、これから許可をもらって太陽光を設置されるということではないんですか。

事務局 これから新たに許可をするということではなくて、3年前の許可の更新ということになりますので、新たな方、新たな物、そういったことは発生しません。3年前に許可したものが、今回3年目で終期を迎えるので、新たに3年間の更新をしたいということで、今回の一時転用の申請が出ているということでございます。

- 2番 事務局 使用期間が3年だったですね。
はい、3年の使用期間が終わりますので、引き続き一時的に転用して使用されたいということでの申請です。
- 2番 通常は20年とかが普通じゃけど、この場合3年になっとるんですって追っていかんといけんのですよね。
- 6番 事務局 新しく作るんじゃなく。
はい、新しく作るのではなく、3年というのはですね、第1種農地の場合で一時転用に係るものに関しては、3年が一番長い年限になりますので、3年後の更新と言うふうになっております。
- 6番 原田委員 すみません。私の勘違いだったんだと思いますけど、ここへ施工の図があるんですけど、3年前は、法面だと思っていたんです。
実際、現地へ行ってみるとね、法面・傾斜が、あったんかもわからないのですが、区別がなかなかつきにくいところなんですよ。傾斜面の畑の面はですね、畑としての使用をするように説明を聞いたような気がするんですが、今は、植え物は何もしていないような気がします。ただ適当に生い茂って土砂の流失も、ある程度の面から言うと防げとるのかなと思ったりしているわけです。
- 6番 3年前にはもうここへ写真があるように太陽パネルが設置されたということですね。
3年前にはなかったんです。許可になってからです。
4月の農業委員会で現地調査ではきれいな畑だったのですが、許可になってから設置されたように記憶しております。
- 議長 10番 10番委員さん。
はい、10番委員さん。
10番 10番萩田です。私も記憶を思い出してみても結局この間に作物を植えるということで、許可が出たと思うんです。今聞いたら実際は何も植えてないという話だったと思います。何も植えてなかったら、指導とかいるんじゃないですか。
事務局 はい、失礼します。作物につきましては、エゴマを植えると言うふうに聞いております。昨年度につきましては天候が不順でどうしてもできなかったという部分がございますので、また、今年度についても作付けして頂いたら、その写真の記録と、事務局も現地の確認をします。そう言うことで営農計画書の方も頂いておりますので、それと合わせて確認をさせて頂きたいと思っております。
- 10番 第1種でもありますし、こうゆうことが起こるのが懸念だったと思うんですけど、やはりそういう確認とか言うのは、ここは、注視しとった方が良いんじゃないかと思えます。土砂の流入等も含め、まあ新しく工事が無いんでしたらそこまでないんでしょうけども。今後も指導の方はしっかりしておいた方がよいと思えます。
- 事務局 はい、ありがとうございます。引き続きですね、毎年、先程ちょっとお話しせてもらっているように状況報告等の提出を求めさせて頂いておりますので

続いて提出を受けて状況等確認させてもらいながら、適切に管理して頂くように対応していきたいと思うように思いますので、よろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

議長 はい、10番。

10番 適切と言うか、もう耕作すると言うので許可を出しているんですから、耕作をするかせんかのことなんで、適切といっても草を刈ればいいということではないですよ。

事務局 はい、総会資料には付けさせてもらってないんですが、営農計画書と言うのも併せて提出して頂いております。その中で、主な作物としてはエゴマを栽培していくということで必要な作業日数等提出されておりますので、そう言った物を確認させてもらいつつ確認させて頂ければと思います。以上です。

議長 はい、他にはありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目に付いて朗読説明。)

議長 4件目に付いて綿谷委員さんより報告をお願いします。

綿谷委員 はい、報告いたします。4月19日神尾委員、中村委員、私、綿谷と3人で現地確認をいたしました。現地は現状畑として、昨年度は野菜とか植えておられたと確認しております。土地の造成等につきましては整地をするということを知っております。土砂の流失等につきましては、現状が土地等の移動が無いため崩壊することはありません。周辺の農地の影響については、別に支障はないと考えております。周辺の日照、通風については、特に影響は出ないと思います。用水計画については、必要としない、雨水については、水路に放流する。生活排水については発生しないということです。以上確認をいたしました結果3人の意見で問題がないということで意見が一致しましたので報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請とおりの許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請とおりの許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 はい、9番委員。

9番

先ほどの3年後の更新の太陽光設備の写真ですが、私は3年前はわかるのですが、私もこの案件についてはどのように解釈したらいいのか畦畔とかいう問題もあって、それで3年後の更新なら前回の実際の写真ですよ、パネルがかかってというような写真を撮ってつけてもらったほうが初めてのものでもわかりやすいような。

議長

事務局としてどうですか。

事務局

はい、委員ご指摘のとおりですね、分かりづらい写真になっていると、こちらの方も感じておりますので、そこら辺については、分り易い写真を提供できるようにしていきたいというふうに思います。以上です。

議長

よろしいですか。

9番

はい。

(議案第22号)

議長

続いて、議案第22号「非農地証明申請について」(8件13筆)を議題といたします。
(議案第22号非農地証明申請について内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃 年月日	証明を受けよ うとする理由	現地調査委員
■	■	畑1筆637㎡ (現況原野)	H5年頃	地目変更	黒木啓・勝見・藤高
■	■	畑1筆896㎡ (現況雑種地)	H13年頃 (始末書提出)	地目変更	茶谷・湯川・堀田
■	■	田1筆367㎡ (現況雑種地)	S60年頃 (始末書提出)	地目変更	是竹・堀田・湯川
■	■	畑2筆407㎡ (現況原野)	H12年頃	地目変更	宮迫・松尾・垣内
■	■	畑1筆310㎡ (現況雑種地)	H12年頃 (始末書提出)	地目変更 (始末書提出)	宮迫・松尾・垣内
■	■	田1筆67㎡ (現況雑種地)	S50年頃 (始末書提出)	地目変更 (始末書提出)	亀田・正迫・上羽場
■	■	畑4筆1,206㎡ (現況原野)	H14年頃	地目変更	槇橋・西・神尾
■	■	畑2筆363㎡	H17年頃 (始末書提出)	地目変更 (始末書提出)	溝上・若山・下野

議長

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集58ページ目をお開きください。議案第22号「非農地証明申請について」ご説明させていただきます。(議案集により1件目朗読説明。)

議長

はい、1件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員

はい、4月18日、勝見委員それから藤高委員と私の3名で現地の確認を行っております。さきほど事務局から説明がありましたように多年にわたっ

て耕作されてないということ、それからすぐ後ろは山ということとで、原野化に近い状態になっておりますので非農地証明の申請もやむを得ないかなと言う3名の結論でありました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目朗読説明。)

議長 はい、2件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、茶谷が報告いたします。4月17日、湯川委員さん堀田委員さん3人で現地確認いたしました。当該の農地は、■■■■のお寺の境内の下にあります場所でありまして、境内そのものがあまり広くありませんで、車がなかなか置きづらい場所でその下のところがアスファルト舗装されておりまして、常々私どもも含めて車を置いたりして使っていたわけでございます。非農地になるような対象とは思わずに、普通の宅地とっていたんですが、実際はこんな状況でございました。もう、アスファルトもしてあるし、その前に倉庫なんかもありますので、もう戻るといっても不可能だと思いますし、非農地としての証明については妥当かと、3人で意見が一致いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、4番委員さん。

4番 はい、4番上野です。約20年間分からなかったと言うのは何かあるんですか。

茶谷委員 このところは、■■■■さんじゃなくて、個人の持ち物である事も最近分かって、その段階で非農地証明申請をということされて。便利で結局、作物を作れんからそこを駐車場にしようと言う格好で、それまでは泥地を駐車場にされてたらしいんですけど、これだと檀家さんに迷惑かけるんで、アスファルトをしようというんで設置してしまったと。それで本人さんも法的なこういう根拠があるということも理解せずに進んでしまったと言うのが現実です。ご院家さんの奥さんから話を聞きました。

4番 あの、いつも年1回パトロールされてますよね。

茶谷委員 はい。

4番 あの時にも気づかなかったということですかね。

茶谷委員 そこがもともと農地とは思っていなかったです。山の上と言うか、かなり傾斜の上にあります、まあそれで見てもらってるんですから、もう前から宅地だと思い込んでおったものですから、ついつい見逃してしまったと言う

のが、私の現実だと思えます。

4 番 私もいつも使わしてもらんですけど。調査で歩くときには台帳みたいな
のがあって、ここが農地じゃ言うのがわかるんですか。

茶谷委員 はい。(航空写真に)地番がついているんで、本来はそこを見て歩くんです
が、基本的には田圃を農地パトロールで見えますんで、そこは田圃じゃない
というふうに意識の中で走っていますので見に行く、地番の照らし合わせと
いうことはしてなかったもんですから。もうあそこは稲を植えとらんと当然
農地とも思ってなかったもんですから。

4 番 じゃあ今回なんで気付かれたんですか。

茶谷委員 今のご主人さんがおっしゃるには、宗教法人でなくて、個人の所有物であ
ったと言う所で、地目変更もしやすいと、法人だと檀家さんとかいろいろ書
類関係が非常に煩雑になってしまって、やりようが無いんじゃないけど、これが
判明したんで個人として非農地の申請をしたと言うふうにおっしゃっていま
した。

4 番 はい、分かりました。

議長 他にはありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます
ました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目朗読説明。)

議長 はい、3件目については是竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、報告いたします。19日(月)、3名で現地確認をいたしました。場
所は■■■地区にありまして、県道■■■号線、右手に■■■さんがありますが、
そこから斜めに入る道があります。そこを下った所20mくらい行った
所に現地が有る訳ですが、先ほど言われましたように、始末書も出ておりま
すので3人の意見といたしましても問題ないということで判断いたしました。
よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんから
の報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

4 番 はい、4番上野です。これも昔の話なんですけど、ちょっと当該の方と話
をしたことがあるんですけど、固定資産は宅地として払ってたということな
んですけども。あれは農業委員会としては、農地へ建っっても宅地の課税
の担当課が違うかもしれんですがこうゆうことがあり得るんですか。これ
は、お互いにリンクは出来んのですか。農地に宅地がかかるとか言うの
は分らんもんなんですかね。

事務局 税務課の課税につきましては現況、現状の方確認させて頂いて、その中で
実際登記が畑であったとしても、現状の地目ということで固定資産税は課税
させて頂くような形になっていると思えます。

- 4 番 そこでわからんのかね、農地に建っとる言うのが。だって見たらわかる訳じゃけえ。
- 事務局 だいたい、農業委員会の方から非農地証明でこういった形で上がってきましたよということで税務課の方へ情報提供して、それで税務課が現地を確認されて、と言うような事の方が多いんですが。
- 4 番 これみたいに 30 年も、宅地課税で実は農地じゃった言うような。どうやって気付いたか分かりませんが、わからなかったらずっと分らんようになるんですか。きっかけ言うのは無いんでしょうか。今回どういうきっかけか、何かきっかけがあったんでしょうけども、えらい古いもので。まあ、ちっちゃいのとか言うのは分らんこともないですけど、今回は家が出来とるわけですから、30 年も前から。何かわかる方法は、考え付きませんかね。
- 事務局 農地パトロールの中で併せてみて頂くということしか確認の仕方と言うかですね、方向的な所は。その中で農地じゃないことを確認でもって、非農地になっているとかいうような整備をして行くしかないと思いますと言うふうには思います。
- 6 番 それは基本的に、今、春の時に各家に、自分の固定資産がどんなものがあるかと言う評価額の表が届きますよね。と言うものは、あれを見て、個人が、自分の財産がどうようにあるかと言うのを、毎年確認しようらにゃあいけんの。実際は。
- 4 番 でも、あれには宅地として出ているわけだろう。
- 6 番 いや、だからあれには、田圃なら田圃、畑なら畑、評価を全部伝えとるわけですから。
- 事務局 逆に建物なので、建物、家屋の土地以外の家屋の分に関しても、何かしら課税がされているのかもしれないですね。
- 6 番 それをなんで僕が言うかと言うたら、僕も 2 年前に、山があったんですけど実際にはその中に載って来てなかったんです。なんでかと言ったら共有林になっとる。共有林の場合は自分の土地ではあるんだけど、他な人も入って来てから税金としては払う必要はない。それは役場へ訪ねて、結論的には、皆さんに判もらって自分の物にしたんですけども。結局、その土地は、自分でやっぱりちゃんと管理して行ってないといけん。色んな手段を付けても、それによってやっぱり、その間違いがあるのかどうかと言うは、個人の責任だと思いますよ。
- 議長 はい。推進委員さんも長くなりそうなのでこの辺でよしにして頂ければと。何れにしてもこういった、今回は非農地の問題 8 件あって 5 件が始末書提出なんですね。これはほんとに前々から、如何なものかということ常々感じておりました。この件については無いんですけど、こういうことに関してですね、ある方から始末書の案件が多すぎるなと言うふうな話を言われたわけですけども。我々農業委員、それからもう一つは最適化推進委員さんの職務としてですね、そういうふうなことが分かった時点では、早めに持ち主の方におっしゃって頂く。「申請してよ。」と言うような話はするべきだ

ろうと言うふうに思います。まあ一つのわかるころとすれば、こう言うふうな古い案件につきましては、パトロールの図面の中に地番が載っていれば農地だとここに物が建っているのはおかしいじゃないかと言うふうな事は分かってくると言うふうな事になりますし、新たに「あれ、ここ農地なのに何か建っとるぞ」と言うようなことがわかられたときにはですね、やっぱり職務として言われるべきだろうと言うふうに私は思う。もう少し突っ込んだ話をしますが、建物を建つということになれば建設業者さん、あるいは墓であれば、墓石屋さんと言うふうにそれぞれ、請け負われる業者の方がおいでになるかと思しますので、そういう方に対してですね、今一度、改めて農業委員会として、その持ち主の方、契約主と言いますか、その方に農業委員会の方に申請しなさいよと言うふうな事をして頂くように、お願いを出来ないかなと言うふうに思います。それから無線放送で盛んに言って頂いとりますけども、なかなか聞いて頂いてないと言うようなことがあって、こういうようなことにも繋がってるのかなと考えております。是非、みなさんにも周知のご協力をお願いします。と言うようなことで他にないようでしたら、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目・5件目朗読説明。)

議長 はい、4件目と5件目について宮迫委員さんより報告をお願いします。

宮迫委員 まず、4番目の件に関してなんですけど、4月22日8時、現地調査委員3名で現地を確認しました。申請地は管理されておらず、荒廃しておりました。農地復元は困難であると思われます。特に気になる点はないです。以上確認した事を報告します。

議長 5件目もお願いします。

宮迫委員 はい、5件目が、同じく4月22日8時、現地調査委員3名で現地を確認しました。申請地は、進入路としてコンクリート舗装工事をされており、現在も同様に使用されております。農地としての復元は困難だと思います。特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。

議長 事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により6件目朗読説明。)

議長 はい、6件目について亀田委員さんより報告をお願いします。

亀田委員 はい、4月24日夕方に、正迫、上羽場委員と現地を確認しました。農地

の一部に倉庫が建てられておいて、農地に戻すのが難しい状態かなというふうな確認してまいりました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

(約5分間 休憩) 16時00分休憩

16時05分再開

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により7件目朗読説明。)こちらの方につきましては、通常でありましたら農振除外して転用の方を行うとなっておりますが、非農地の場合ですね、先に農業委員会の方に非農地証明を申請から許可を経て、農業振興地からの除外の申請をして頂くと言うふうな流れになっております。(参考資料「非農地判断(証明)と農用地区域からの除外について」フローチャートに沿って説明。)

議長 はい、7件目について榎橋委員さんより報告をお願いします。

榎橋委員 はい、4月16日午前中に、西、神尾両委員と私の3人で確認に行きました。場所は■■■■法面に隣接しており、すぐ上には観光施設■■■■があります。当該農地には大きな雑木やススキが茂っており、農地としての復元は困難であり、農地には適していないと言う様に確認いたしました。以上です。

議長 事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により8件目朗読説明。)

議長 はい、8件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、それでは報告いたします。現地確認を4月18日に、下野、若山両委員さんといいたしました。ただ今事務局から説明頂きました様に、これは■■■■さん、■■■■の社長さんでございまして、この農地は84ページの地図にございますように、■■■■さんの作業場と言いますか、事務所の所でございます。その隣にございます■■■■、■■■■を先代から駐車場なり洗車場として利用されておりました。これも、我々が前からここは農地ですよと言うふうに指摘はしておりましたが、今回、こういう形で始末書を付けて出して頂いております。現地確認をしたところ、次の85ページ

のように屋根付きの洗車場、それから駐車場はもうアスファルト舗装してございまして、農地として利用されるということではございません。したがって、非農地証明で処理されるということでございまして、それはそういうことで致し方ないと言いますか、認められてしかるべきと考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは採決とります。申請どおり許可するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(6番夏見委員退席) 16時14分

(議案第23号)

議長 続いて、議案第23号「世羅町農地台帳への登録について」(1件2筆)を議題といたします。

(議案第23号世羅町農地台帳への登録について内容)

申出者	当該農地	地目地籍	登録の理由	現地調査委員
		田2筆 1,250㎡ (現況畑)	令和2年農地パトロールにより 非農地判断されたが、実際には 農地として利用しているため。	若山・溝上・下野
	他1筆			

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集86ページ目をお開きください。議案第23号「世羅町農地台帳への登録について」ご説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、1件目について若山委員さんより報告をお願いします。

若山委員 はい、4月18日に、溝上委員と下野委員さんと僕と3名で現地を確認いたしました。航空写真では [] は、一部が雑種地にかかっている様な状態で、池に対して横並びになっているんですけど、現状は池に対して垂直に交わる直角に交わるようになって2段になっています。一応畑として畦畔はもう無くなっているんですけども、畑として利用されていることを確認しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番萩田です。これは農地パトロールで、除外というかB判定は自動的に非農地になっているんでしたかね。

議長 事務局。

事務局 はい、自動的にと言うか、非農地で確認させて頂くものに関しては、法務局とか、役場の税務課の方とかに、非農地で通知をいたしましたというような文書を発送させて頂くようになっております。

議長 はい、萩田さん。

10番 で、その文書は、[REDACTED]さんにも届いているんですか。

事務局 はい、[REDACTED]にも届いております。

10番 なんで今更こんなことがあるのか。

事務局 これは、非農地通知が届きましたので、それで気が付かれたと言うところもありまして、農業委員会事務局の方へご連絡があったと言うところがございます。

若山委員 いずれにしても地番[REDACTED]が、一部台帳では雑種地になってるんですよ。それで現状は、縦方向が横方向の圃場になっている訳です。一部が雑種地になっているのでパトロールで非農地と言う形にしたんだと思います。

10番 現状が変わったということですか。

若山委員 そうです。

議長 よろしいですか。はい。

議長 他にはございませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは採決いたします。申請どおり登録するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり登録するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 これも何ですね、農地パトロールの時の目線を合わせると言うか、何かそういう所に突っ込んだところがあるのかなと。今日の案件、それぞれの所で、そういう所が垣間見えるんで、そのような事も必要になるのかなと感じとるんですけど、また今年も農地パトロールが始まりますけれども、その前に事務局とも合わせて、そういった様なところをやっていければ、と言うふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(議案第24号・第25号)

議長 議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第25号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第24号農用地利用集積計画について説明します。2ページをお開きください。集計についてですが、集積する筆の

中に小数点以下まで登記されたものがあるため、集積面積も細かい数字で表示しております。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明) 10年以上の設定が、全体の中で53筆68,393㎡。

甲山地区 11筆16,587㎡ 世羅地区 53筆 65,717.01㎡
 世羅西地区 22筆27,764㎡ 合計 86筆110,068.01㎡
 (田 84筆 108,295.01㎡、畑 2筆1,773㎡)

多くは高齢で管理ができなくなったり、管理者が亡くなられて相続人で管理が難しいなどの理由によるものです。

続いて別冊議案第25号農用地利用配分計画の作成について、農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分されたものになります。3ページをお開きください。東上原の4筆6,480㎡を(株)ゆうさんファームさんへ、伊尾1筆649㎡を(農)いきいき高田さんへ、賀茂の14筆16,957㎡を(株)恵さんへ、賀茂の1筆3,775㎡を(農)ふあーむ賀茂さんへ次のページ、小国の12筆12,639㎡を(有)こめ奉行さんへ、小国の3筆7,163㎡を和田廣司さんへ、黒川の2筆1,617㎡を(農)黒川明神さんへ配分する計画が出されております。説明については以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいですか。

議長

それでは、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。

議長

本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくをお願いします。

(議長交代・折元副会長が進行)

16時25分

(報告事項)

議長

それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の報告を求めます。

事務局

はい議案集92ページをお開きください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。(以下 報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、1件4筆を議案集により朗読説明。)

権利を取得した者	当該農地	権利を取得した日	権利を取得した理由
■■■■	■■■■ 外3筆 計8,988㎡	平成29年5月15日	■■■■より相続

議長

次に、報告事項(3)農地転用(農業用施設)届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 93 ページ目をお開きください。報告事項 (3) 農地転用 (農業用施設) 届出書についてでございます。(以下議案集により朗読説明)
(報告事項 (3) 農地転用 (農業用施設) 届出書の受理について内容)

申出者	当該農地	地目地籍	事業概要	土地利用計画
■	■	田 1 筆 1.20 ㎡ (現況宅地)	農業用倉庫 1 棟 (始末書提出)	該当なし
■	■	畑 1 筆 64 ㎡ (現況宅地)	乾燥庫 1 棟 (始末書提出)	該当なし
■	■	田 1 筆 155 ㎡ (現況雑種地)	資材置場 1 棟 (始末書提出)	該当なし

議長

それでは、報告事項 (4) 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 106 ページ目をご覧ください。報告事項 (4) 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期についてでございます。(以下議案集により朗読説明) (報告事項 (4) 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
譲受人 ■	田 2 筆 1,928 ㎡	太陽光発電 設備	完成 許可後 1 年以内 (R3.3.18)	資材の輸入が遅延し、在庫の確保に時間を要している等許可条件 3 の期間内に完了しないことが明らかとなったため。	R4.3.18
譲渡人 ■	第 2 種農地 農用地区域外				
譲受人 ■	田 2 筆 2,608 ㎡	太陽光発電 設備	完成 許可後 1 年以内 (R3.3.18)	資材の輸入が遅延し、在庫の確保に時間を要している等許可条件 3 の期間内に完了しないことが明らかとなったため。	R4.3.18
譲渡人 ■	第 2 種農地 農用地区域外				

議長

それでは、報告事項 (5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 107 ページをご覧ください。報告事項 (5) 「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。(以下 報告事項 (5) 「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」 1 件を議案集により朗読説明。)

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	
■	■ 田 1 筆 273 ㎡の内の 4 ㎡	携帯電話サービスの拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77m コンクリート柱) 1 基 4 ㎡	第 2 種農地 農用地区域外

議長

それでは、報告事項 (6) 農業相談について事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 110 ページをご覧ください。報告事項 (6) 農業相談について報告の方させていただきます。4 月 7 日、4 月 14 日の 2 日間で 7 日は甲山自治センター、14 日は山福田自治センターでさせて頂いております。4 月 7 に

つきましては、相談関係 1 件ございまして、相談内容等につきましては、墓地を自宅付近に移転したいと考えているがどのように手続きしたらよいか。回答につきましては、第 4 条申請につきましてご説明の方させていただきます。6 月に移転したいとの意向がございましたが、農地の分筆等の必要がございまして、今月末までに必要書類を揃えて申請書の提出をして頂けるのであれば、5 月の農業委員会総会で決議して、可決されれば 6 月には移転可能ということをお伝えいたしております。そこで申請の要旨等、お話をさせて頂いたんですが、つい先日第 4 条申請の方を持ってこられましたので、続いて 5 月の総会の方へ、かけさせて頂きたいと思っております。4 月 14 日の農業相談につきましては、相談者さんの方は来られませんでした。以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項 (1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集の 112 ページ目をご覧ください。

(連絡事項 (1) 今後の日程について内容) (以下、議案集により朗読説明)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
5 月 12 日	農業相談	宇津戸自治センター	上野委員・鈴木委員	9:30
5 月 13 日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館 2 階打ち合わせ室	役員全員	9:30
5 月 25 日	第 5 回 世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階会議室 2	委員全員	13:30
5 月末～ 8 月末	農地利用状況調査 (農地パトロール)	各担当地区	農地利用最適化 推進委員	

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 はい、その他の関係につきまして、連絡をさせて頂いております。3 月の農業委員会総会の中でもお話をさせて頂きました。農業委員会の委員さんと最適化推進委員さんの公募の関係につきましてでございますが、現在公募の方を行っております、公募の日程につきましては明日の 5 時までが公募の受付期間となっております。現在農業委員会の委員さんにつきましては、(農)くろぶちさんから推薦で頂いております日南田貴美さん、女性の方でございます。そういった方の農業委員会の推薦の申込書の方頂いております。また、農地最適化推進委員につきましては、(農)すなだの方から、榎奥忠雄さんということで推薦の申込書の方を頂いております。現時点ではそれぞれ 1 件ずつということでございます。中間報告の必要がございましたので、現在町のホームページの方で中間の報告ということでこの 2 名、それぞれ農業委員 1 名、最適化推進委員 1 名ということで報告の方をさせて頂いております。現在の状況につきましては以上です。

議長 はい、その他に委員さんの方から連絡する事がありますでしょうか。

議長 はい、それではありがとうございました。これを持ちまして第 4 回世羅

町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは1番委員さんから7番委員さんをお願いします。

(閉会)

16時38分